⑵　権利の変更及び弁済方法

リース（別表12―１「存続する担保権一覧表（リース）」にかかる更生担保権については、原則として、平成22年４月末日から平成24年４月末日まで毎年４月末日限り３回均等分割で、その全額を弁済する。

なお、更生担保権にかかる開始後利息等は、更生計画認可決定時に全額免除を受けるものとする。

２　約束手形にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権

合計１件	合計　39,322,500円 （内訳） 元本　39,322,500円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等　0円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等　0円	別表8―2

⑵　権利の変更及び弁済方法

約束手形（別表12―２「存続する担保権一覧表（約束手形）」）にかかる更生担保権については、更生計画認可決定日から１か月以内に、確定更生担保権額を一括弁済する。

第２節　優先的更生債権

１　公租公課

⑴　確定債権

合計３件	合計　2,796,627円及び額未定 （内訳） 本税等　2,789,427円 更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等　7,200円 更生手続開始の日以降同日から起算して１年を経過する日までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定	別表9

⑵　権利の変更及び納付方法

①　更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年を経過する日(但し、その日までに更生計画認可決定があるときはその決定日）までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等は、その全額の免除を受ける。

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て免除を受ける。ただし、徴収する権限を有する者の同意を得られない部分があった場合は、その部分につき、本税等と一括納付する。

③　免除後の確定債権額については、別表９「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり更生計画認可決定日から３ヶ月以内に納付する。

第３節　一般更生債権

１　確定債権

合計21件	合計　903,659,504円 （内訳） 元本　902,926,966円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等　732,538円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等　0円	別表10

２　一般更生債権の権利の変更および弁済方法

⑴　権利の変更

①　確定した一般更生債権のうち、基準更生債権額については、更生計画認可決定時に、次表の区分に従って免除を受ける。ただし、基準更生債権額が50万円以下の場合は、免除を受けない。また、基準更生債権額が50万円を超え500万円以下の場合は、50万円を超える部分について免除を受ける。

基準更生債権額	免除率	弁済率
3,000万円以下の部分	90%	10%
3,000万円を超える部分	93%	7%

②　確定した一般更生債権のうち、更生手続開始決定後（開始決定日当日分を含む）の利息及び損害金については、更生計画認可決定時に、全額免除を受ける。

⑵　弁済方法

①　確定した基準更生債権額が500万円以下の場合

免除後の基準更生債権額につき、平成21年12月末日限り、全額一括して弁済する。

②　確定した基準更生債権額が500万円を超える場合

免除後の基準更生債権額につき、平成22年４月末日を第１回支払日とし、以下、翌年以降の各４月末日限り、10年にわたって、均等に分割して現金にて支払う。

ただし、更生債権者が、更生計画認可決定日から１ヶ月以内に当社に対して、免除後の基準更生債権のうち50万円を超える部分を放棄する旨の書面による意思表示をした場合は、平成21年12月末日限り、放棄後の残額を一括して支払う。

第４節　弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、当社又は承継会社本社にて行なう。債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指示に従い、振込費用は当社の負担とする。

２　放棄・取下債権の取扱

更生債権等の確定日の翌日である平成21年８月４日以降、更生計画認可決定日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下がなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱

平成21年８月４日以降、更生担保権・更生債権の譲渡または移転がなされた場合においても、権利の変更および弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。

４　端数処理

弁済額の計算において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第４章　合併

第１節　シンコー・テクノ株式会社との合併

当社は、本更生計画案が認可されることを停止条件として、シンコー・テクノを存続会社、当社を消滅会社として、吸収合併する（以下「本件吸収合併」という。）。

第２節　本件吸収合併に関わる重要事項

１　本件吸収合併における吸収合併存続当社は、シンコー・テクノとし、存続会社の商号は「シンコー・テクノ株式会社」、住所は大阪市中央区備後町二丁目４番６号とする。

２　本件吸収合併における吸収合併消滅会社の商号は、「株式会社イワクラ」であり、住所は東京都港区海岸三丁目18番21号である。

３　シンコー・テクノは、当社の発行済株式を有する者に対して、その株式に代わる金銭等を交付しない。

４　シンコー・テクノは、本件吸収合併にあたり、その発行する株式の総数及び資本の額を増額しない。ただし、準備金については、合併すべき時期における当社の資産等の状況により、法令に基づき管財人がこれを定める。

５　本件吸収合併により、当社の更生担保権者、更生債権者または株主に対して株式は発行しない。

６　シンコー・テクノは、当社の資産、負債等の権利義務を一切承継する。

７　本件吸収合併の効力が生ずる日は、更生計画認可決定日が属する月の翌月の１日とする。